
第 1 部 総 則

第 1 章 計画の目的等

第 1 節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、志布志市防災会議が作成したもので、市域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施する総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ること、また、市内の土地や各種施設、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

◇災害対策基本法

（市町村地域防災計画）

第 42 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第 1 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

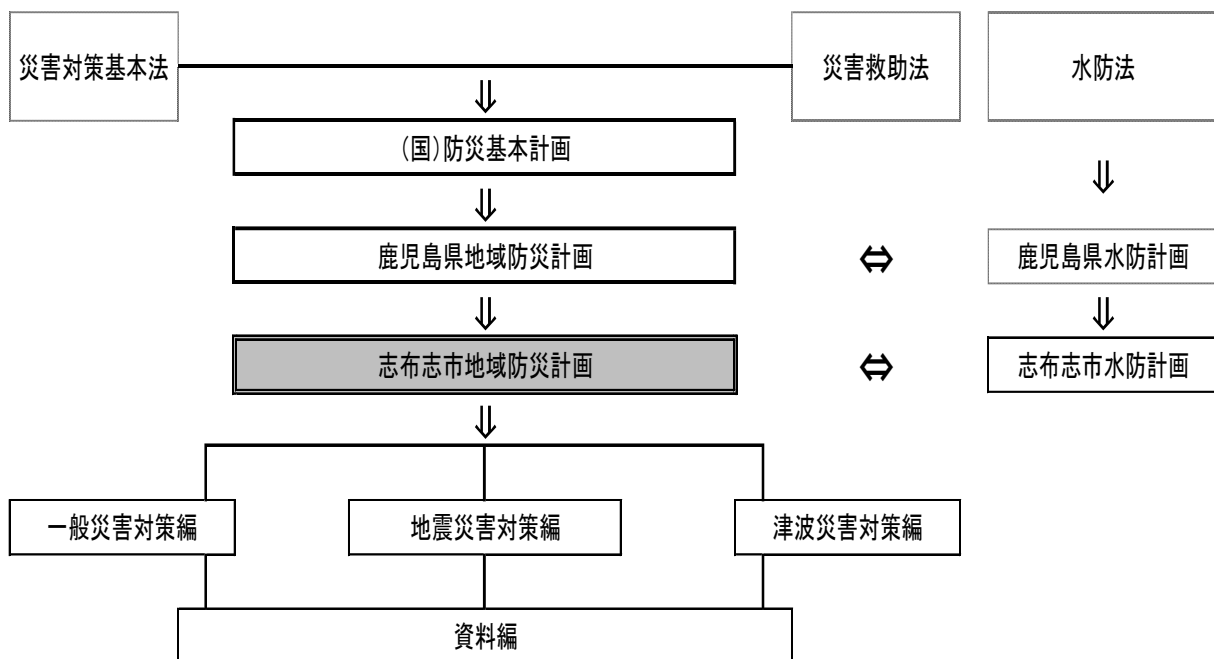
7 第 21 条の規定は、市町村長が第 1 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第 2 節 計画の性格

志布志市地域防災計画は、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震災害に係る「地震災害対策編」、津波災害に係る「津波災害対策編」から構成される。

本計画は、志布志市の一般災害対策に関する基本計画であり、国の防災基本計画及び鹿児島県地域防災計画に基づいて作成し、当該計画に抵触することがないように緊密に連携を図ったものである。

図 地域防災計画の体系



第3節 計画の理念

防災対策の基本的な考え方は、住民の生命・身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることである。

これらは行政の力（公助）だけではなく、市民や地域（自助・共助）が災害に備え、協力・連携していくことではじめてなし得るものであることから、本市においては、市、市民、事業者、防災関係者が一体となり、災害に強い「安全・安心でぬくもりがあり元気なまちづくり」を進めていくこととし、本計画の基本方針を以下のとおり設定する。

【地域防災計画の基本理念】

安全・安心でぬくもりがあり元気なまちづくり

第1 総合的な防災計画の作成

志布志市で発生する可能性のある風水害や震災をはじめとした各種の災害や事故、又は複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、災害を未然に防ぐための災害予防の対策、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）に被害を最小限に抑制するための災害応急の対策、災害発生後の復旧・復興の対策等を備えた総合的な計画とする。

第2 防災体制の充実

災害発生時における初動体制を中心に、市災害対策本部の機能をハード及びソフト両面にわたり強化するとともに、各防災関係機関を含めた役割を明示することにより、情報、避難、医療、備蓄、輸送、ライフラインの確保、応援要請等、効果的な各種応急対策が円滑に実施されるよう、市の防災体制の充実を図る。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第3 要配慮者への配慮

近年の各地で発生している災害においては、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、身体障がい者や情報の理解が困難な外国人等、要配慮者の被害が多く見受けられる。計画では、情報提供や避難誘導等、これらの要配慮者の安全確保に関する対策や配慮の充実を図る。

第 4 地域防災力の向上

「自らの命は自ら守る」、みんなの命はみんなで守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、市民や事業所等による自主備蓄などの事前の備えや防災意識の高揚とともに、災害発生における消火・人命救出活動等へ協力を促すほか、地域の自主防災組織やボランティアの育成を強化するなど、自助・共助・公助による地域防災力の向上を図る計画とする。

第 5 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、市民の生活安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第 4 節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年定期的に検討を加え修正を行う。また、必要があると認めるときは、その都度速やかに計画を修正する。

第 5 節 計画の周知

本計画の内容は、関係防災機関の職員並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知を図るとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第 42 条第 5 項に定める公表のほか、市民にも広く周知徹底させる。

第 6 節 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

第 2 章 防災関連機関の業務の大綱

本章は、本市における防災に際し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務を示す。

第 1 志布志市

志布志市は、第 1 段階の防災機関として、おおむね次の事項を担当する。また、災害救助法が適用された場合は、県知事の通知に基づき、必要な救助の実施に当たる。

- (1) 志布志市防災会議に係る業務に関すること
- (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること
- (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
- (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること
- (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること
- (6) 被災した市の管理施設の応急対策に関すること
- (7) 災害時における文教、保健衛生、公安対策に関すること
- (8) 災害対策要員の供給、あつ旋に関すること
- (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること
- (10) 災害時における水及び食糧の確保に関すること
- (11) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること
- (12) 被災施設の復旧に関すること
- (13) 市内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること
- (14) 災害対策に係る自治体等との相互応援協力及び広域応援協力等に関すること
- (15) その他災害対策に必要な事務又は業務に関すること

第 2 消防本部（大隅曾於地区消防組合）

消防本部は、災害予防及び災害発生時における消防・救急救助活動等に関して、第 1 機関として実施にあたる。

- (1) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること
- (2) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
- (3) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること
- (4) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること
- (5) 避難住民の誘導、その他住民の避難措置に関すること
- (6) 救援、安否情報の収集、その他住民等の救援措置の実施に対する協力に関すること
- (7) 予警報、災害情報等の収集及びその提供に関すること
- (8) 災害時における消防通信の確保及び運用に関すること
- (9) その他緊急事態への対処に関すること

第 3 鹿児島県

鹿児島県は、市及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、おおむね次の事項を担当する。また、災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ、市に対し必要な防災上の指示、勧告を行う。

- (1) 鹿児島県防災会議に係る業務に関すること
- (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること
- (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
- (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること
- (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること
- (6) 被災した県の管理施設の応急対策に関すること
- (7) 災害時の文教、保健衛生対策に関すること
- (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関すること
- (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること
- (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関すること
- (11) 被災施設の復旧に関すること
- (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関すること
- (13) 災害対策に係る「九州・山口 9 県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること

第 4 鹿児島県警察

- (1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- (2) 被災者の救出救助避難の指示・誘導に関すること
- (3) 交通規制・交通管制に関すること
- (4) 死体の見分・検視に関すること
- (5) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること
- (6) その他防災に関し、県警察の所掌すべきこと

第 5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

1 九州農政局（鹿屋地域センター）

災害時における主要食料の需給対策に関すること

2 九州森林管理局（大隅森林管理署）

- (1) 国有林野等の森林治水事業の実施及び施設等の防災管理に関すること
- (2) 災害応急対策用木材（国有林）の需要に関すること

3 九州地方整備局（大隅河川国道事務所・志布志港湾事務所）

(3) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること (4) 直轄国道の維持改修に関すること (5) その他防災に関し整備局の所掌すべきこと
4 鹿児島労働局（鹿児島労働基準監督署） (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること (2) その他防災に関し労働局の所掌すべきこと
5 国土地理院九州地方測量部 (1) 地殻変動の監視に関すること (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること
6 福岡管区気象台（鹿児島地方気象台） (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること
7 第十管区海上保安本部 (1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること (2) 警報等の伝達に関すること (3) 情報の収集に関すること (4) 海難救助等に関すること (5) 排出油の防除に関すること (6) 海上交通安全の確保に関すること (7) 治安の維持に関すること (8) 危険物の保安措置に関すること (9) 緊急輸送に関すること (10) 物資の無償貸付又は譲与に関すること (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること (12) 警戒区域の設定に関すること (13) その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと
8 九州地方環境事務所 (1) 災害廃棄物等の処理対策に関すること (2) 環境監視体制の支援に関すること (3) 飼育動物の保護等に係る支援に関すること
9 九州防衛局 (1) 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整

※ 指定地方行政機関・・・指定行政機関の地方支分部局およびその他の国の地方行政機関で、政令で定められた組織。

第 6 自衛隊（陸上自衛隊第 12 普通科連隊、海上自衛隊第 1 航空群）

- (1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水科隊、海上自衛等のほか災害通信の支援に関すること
- (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと

第 7 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その組織の公共性又は公益性に鑑み、防災に関しおおむね次の事項を担当するとともに、県及び市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

1 西日本電信電話株式会社（鹿児島支店）

- (1) 電信電話施設の保全と重要通信の確保に関すること
- (2) 災害時の非常通話の取扱いに関すること

2 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社（各支店）

- (1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること
- (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
 - ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除に関すること
 - エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること
 - オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請に関すること
 - カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除に関すること
 - キ 郵政事業医療機関による医療救護活動に関すること
 - ク 災害ボランティア口座に関すること
- (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること

3 九州旅客鉄道株式会社宮崎総合鉄道事業部本所

- (1) 鉄道施設等の防災、保全に関すること
- (2) 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること
- (3) 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること

4 日本赤十字社（鹿児島県支部志布志市地区）

- (1) 災害時における医療救護等に関すること
- (2) 災害時におけるこころのケアに関すること
- (3) 救援物資の備蓄と配分に関すること
- (4) 災害時の血液製剤の供給に関すること

(5) 義援金の受付に関する事 (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関する事 (7) 災害時の外国人の安否調査に関する事
5 日本放送協会（鹿児島放送局）及び報道関係機関 (1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関する事 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関する事
6 自動車運送機関（大隅交通ネットワーク株式会社、鹿児島県トラック協会） 災害時における貨物自動車等による救援物資及び避難者等の輸送に関する事
7 九州電力株式会社（鹿屋営業所） (1) 電力施設の整備と防災管理に関する事 (2) 災害時における電力供給確保に関する事 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事
8 鹿児島県医師会（曾於医師会） 災害時における助産、医療救護に関する事
9 鹿児島県歯科医師会（曾於郡歯科医師会） (1) 災害時における歯科医療に関する事 (2) 身元確認に関する事
10 鹿児島県薬剤師会（そお支部） 災害時における薬剤の管理及び供給に関する事
11 鹿児島県看護協会（大隅地区） 災害看護に関する事
12 鹿児島県建設業協会（曾於支部） (1) 公共土木施設の被害情報の収集に関する事 (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関する事

※指定公共機関、指定地方公共機関・・・医療・電気・電気通信・放送・ガス・運送事業者等、国や地方公共団体と協力して緊急事態などに対処する機関。

第 8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、県及び市が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

1 そお鹿児島農業協同組合、あおぞら農業協同組合

- (1) 農作物、家畜の防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に関する事
- (2) 被災農家に対する融資、斡旋に関する事
- (3) 農産物の需給調整に関する事
- (4) 被害状況の調査に関する事

2 曾於農業共済組合

- (1) り災農家に対する被害調査及び保険金の支給等に関する事

(2) 災害時における家畜の防疫対策に関すること
3 土地改良区（曾於東部・南部、松山町、曾於大野原、志布志町安楽、志布志町牧野、野井倉、有明町上水流、蓬原、有明町） (1) 防災のため池、ファームポンド、硬水浄化施設等の整備及び防災管理に関すること (2) 農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること
4 志布志市漁業協同組合 (1) 漁業の防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること (2) 被災漁業者に対する融資、あっせんに関すること (3) 漁業協同組合漁船の遭難防止の対策に関すること (4) 被害状況の調査に関すること
5 曾於地区森林組合 (1) 山林等の防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること (2) 被災林業者に対する融資、斡旋に関すること (3) 被害状況の調査に関すること
6 志布志市商工会 (1) 商工に関する防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること (2) 被災商工業者に対する融資、斡旋に関すること (3) 災害時における必要物資の供給及び価格安定対策に関すること
7 志布志市ふるさと協議会 災害時における土木施設等の災害予防、応急対策に関すること
8 水道事業者 (1) 水道施設の整備と防災管理に関すること (2) 災害時における水の確保に関すること (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
9 学校法人 (1) 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること (2) 災害時における幼児、児童、生徒及び学生の避難誘導に関すること (3) 災害時における応急教育の対策に関すること (4) 被災施設の災害復旧に関すること
10 志布志市社会福祉協議会 (1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること (2) 福祉救援ボランティアに関すること
11 病院等経営者 (1) 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること (4) 災害時における医療、助産等の救護に関すること (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること

	12 社会福祉施設経営者 (1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること (2) 災害時における施設入所者の避難誘導に関すること
	13 金融機関 被災事業者等に対する資金の融資及びあっせんに関すること
	14 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること

※公共的団体・・・農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団等の文化事業団体等、公共的な活動を営むもの。

第 3 章 市民及び事業所の基本的責務

本章では、市民及び事業所の基本的責務を示す。市民及び事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、市が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第 1 市民

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と、「地域の安全は、地域住民がお互いに助け合って確保する」共助が防災の基本であり、市民はこの観点に立ち、日頃から食品、飲料水等の備蓄など、自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市・県・消防機関等の行政が行う地震防災活動と連携・協力する必要がある。

また、市民は、風水害等に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため、自ら災害教訓の伝承に努め、相互に協力するとともに、市及び県が実施する防災業務について、自発的に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

1 平常時から実施する事項

- (1) 防災に関する知識の習得
- (2) 地域固有の災害特性の理解と認識
- (3) 家屋等の耐震性の促進、家屋の転倒防止対策
- (4) ブロック塀等の改修及び生け垣化
- (5) 火気使用器具等の点検と火災予防措置
- (6) 避難場所、避難路の確認
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- (8) 各種防災訓練への参加による防災技能の習得
- (9) 自主防災組織の設立、参加
- (10) その他災害予防に必要な事項

2 災害発生時に実施が必要となる事項

- (1) 正確な情報の把握及び伝達
- (2) 出火防止措置及び初期消火の実施
- (3) 自主防災組織への参加
- (4) 適切な避難の実施
- (5) 組織的な応急復旧活動への参加と協力
- (6) その他災害対策に必要な事項

第 2 事業所

事業者（管理者）は、県・市及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施にあたっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域

への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

1 平常時から実施する事項

- (1) 防災責任者の育成
- (2) 建築物の耐震化の促進
- (3) 施設、設備の安全管理
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 従業員に対する防災知識の普及
- (6) 自衛消防隊の結成と防災計画の作成
- (7) 地域防災活動への参加、協力
- (8) 防災用資機材の備蓄と管理
- (9) 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- (10) 広告、外装材等の落下防止
- (11) その他災害予防に必要な事項

2 災害発生時に実施が必要となる事項

- (1) 正確な情報の把握及び伝達
- (2) 出火防止措置及び初期消火の実施
- (3) 従業員、利用者等の避難
- (4) 応急救急・救護
- (5) 地域活動への協力、支援
- (6) ボランティア活動への支援
- (7) その他災害対策に必要な事項

第 4 章 市の地域特性及び災害特性

本章では、市の位置、地形、地質特性及び社会条件、並びに地震・津波の災害履歴及び災害特性を示す。

第 1 地勢

本市は、鹿児島県東部、志布志湾の湾奥ほぼ中央に位置し、東部は宮崎県串間市、西部は大崎町、北部は曾於市と境をなし、その一部は、宮崎県都城市と接している。東西に約23キロメートル、南北に18キロメートルの扇型の区域をなし、総面積290.28平方キロメートルとなっており、大崎町に1.02平方キロメートルのとび地を有している。

地形的には、中央部から西側の台地を除いては、全般的に丘陵山間地帯で傾斜地の多い耕地となっている。また、菱田川流域には、野井倉、蓬原及び上水流の広大な水田が開け、稲作地帯となっている。

土質は、シラスやボラなどの火山灰土壌で粘着性がなく、加えて起伏の多い地形であり、更に台風通過の頻度が高く、年間降雨量は2,200～3,300ミリメートルで、台風、豪雨による土砂崩壊や田畑の冠水、家屋浸水などの災害が多い。

また、菱田川、安楽川及び前川の3つの河川が北部山岳地帯から志布志湾に注ぎ、農村部及び山間部の集落の多くは、この3つの河川に沿って散在し、海岸部一帯は日南海岸国定公園に指定され、串間市境から大崎町境まで、日向灘を含む太平洋に面している。

第 2 気象

亜熱帯性の低緯度地帯に位置しており、また、近海を流れる黒潮の影響により、一般に高温多雨で、例年6、7月頃には梅雨前線の停滞により、しばしば豪雨に見舞われる一方、8、9月には干害も受けやすく、また、俗にいう台風常襲地帯で、毎年いくつかの台風に見舞われる。特に、夏から秋にかけての雨は、台風・熱雷雨に伴う一時的な豪雨が多く、梅雨期の豪雨とともに多くの災害を起こす要因となっている。

第 3 災害の特徴

1 台風

大隅地方は、台風通過の頻度が高く、本市においても人の被害や建物、船舶、道路、堤防、田畑の被害等過去に多くの被害が発生している。

本市並びに本県に被害をもたらす台風は7月から9月頃で年1～2個が襲来し、このうち8月に最も多くの被害をもたらしている。また、大型の台風は8月から9月に集中し、被害の規模も大きいものとなっている。

明治以来で最も被害が大きかったものは、明治19年9月23日の台風接近による漁船遭難、大正14年7月24日の台風接近による家屋倒壊、漁船遭難、昭和39年9月24日の台風20号、そして戦後最大級の台風と呼ばれた平成5年9月3日の台風13号などが挙げられる。

2 大雨

大雨は、4月から5月の低気圧や6月から7月の梅雨前線による大雨、8月から9月の台風によるものが要因として挙げられる。特に水害をもたらす梅雨期の雨は、前期には地雨式の降り方で雨量も少ないが、後期は雷を伴った局地的な豪雨が集中的に降ることがあり、梅雨末期の豪雨によって大きな水害を起こすことが多い。

雨による被害は、田畑の被害、崖崩れ、道路の被害、家屋の浸水等があげられ、このうち大雨による大きな被害は台風によるものが多い。

〈過去の降水量〉

時間最大雨量	① 88 mm (志布志、令和2年7月6日)
	② 87 mm (志布志、平成19年6月25日)
日最大雨量	① 305 mm (志布志、平成5年8月1日)
	② 303 mm (志布志、平成17年9月5日)

3 山腹崩壊、土砂災害等

本市は、台風や集中豪雨の影響によって、山腹崩壊、土砂流出、がけ崩れ等の被害を受けやすい状況にある。

本市並びに大隅地方が台風、大雨の被害を受けやすいのは自然現象によるものであり、水に対して極めて弱いシラス、ボラなどの火山灰土壌が多くを占める上、急傾斜地や安楽川・菱田川をはじめとする主要な河川が流れる地形地質など、自然的地勢条件が大雨による水害及び山腹崩壊、土砂災害を受けやすい条件にあるのが特性である。

4 高潮

台風災害のうちで、最も大きな災害を起こすのは高潮であり、一瞬のうちに家屋等が流失する惨事を起こしている。この高潮を起こす原因は、次の4つである。

- (1) 台風の中心付近の気圧が、外側の気圧より非常に低いため、中心付近の海水が膨れ上がる。
- (2) 強い風のため、海岸に海水が吹き寄せられる。
- (3) 台風の中心が近づいたときと、満潮のときが重なると潮の高さは一層高くなる。
- (4) 台風の速度と湾の固有周期が一致すると、共鳴現象が起こる。この場合は、南よりの風が強くなる場合が高潮の被害は最も大きく、志布志湾沿岸は注意する必要がある。台風が接近し、満潮時と一致したときはもちろん、干潮時でも十分な警戒が必要である。

5 火災

災害対策基本法の対象となる火災は、大規模なものに限定しているが、災害救助法適用基準の枠内とされている。

火災は、冬から春先にかけて火災多発期に発生しやすく、この時期に火災が多発し、また大火災が多いのは、季節風による強風や空気が乾燥していることに加え、火気を使用する機会が多くなっていること等が原因と考えられる。